

特定空家等の経過

所在地	総合判定	第8回協議会時の状況 (R2.11末現在)	その後の経過及び現在の状況
蜂屋	特定空家等 A	<ul style="list-style-type: none"> 屋根瓦の剥落、不陸が著しく進行 =倒壊の危険性増大 <p><u>⇒勧告に向けた動きを進める</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> R3.3.12 勧告の実施 土地所有者からR3.12.末までに建物を解体する旨の連絡を受け、R3.12.28に建物の解体を確認した。 特定空家等の認定解除を行った。
小野	特定空家等 A	<ul style="list-style-type: none"> 車庫天井部のコンクリート、露出した鉄筋の剥落 繁茂していた草が刈られている 不動産サイトに売り出されている <p><u>⇒経過を観察する</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> R3.3.29 建物解体を確認できため特定空家等の設定解除を行った。
六地蔵	特定空家等 A	<ul style="list-style-type: none"> 母屋の軒等に一部修繕を確認、それ以外は変化なし 小屋は草木の繁茂により現況確認出来ず <p><u>⇒勧告に向けた動きを進める</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> R3.2.4 勧告の実施 R3.12.25付で隣接の土地所有者に建物付きで土地を売却され、今後、隣接の土地所有者において、R4.3までに建物解体工事を実施され、駐車場として利用を予定されている。 建物の解体確認後、特定空家等の設定解除を予定